

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年5月9日提出
【計算期間】	第37特定期間(自 2022年8月11日至 2023年2月10日)
【ファンド名】	ワールド短期ソブリンオープン
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社　　２０２３年１０月１日より三菱ＵＦＪア セットマネジメント株式会社に变更
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル (日本除く)		
	年２回	日本		
	年４回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年６回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・ オブ・ファ ンズ	なし
その他資産（投資信託 証券（債券 公債・高 格付債））		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券（債券 公債・高格付債））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（公債 ^{*1} 高格付債 ^{*2} ）に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の 記載があるものをいう。
グローバル（日本除く）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世 界（日本を除く）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オ ブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投 資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の 記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをい う。

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行す
る国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に
主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 高格付債・・・三菱ＵＦＪ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、目論見
書又は投資信託約款において、原則としてＡ格相当以上の債券を投資
対象とする旨の記載のあるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無
を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファンドの目的

ファンドの特色

特色

日本を除く世界主要先進国のソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

- ◆原則として、A格以上の格付けを有するソブリン債券に投資を行います。
- ◆債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、**自国通貨建**・**外国通貨建**があります。また、**世界銀行**や**アジア開発銀行**など**国際機関**が発行する債券もこれに含まれます。

■ 格付けとは

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。



國債

		Moody社	S&P社
	ノルウェー	Aaa	AAA
	スウェーデン	Aaa	AAA
	イギリス	Aa3	AA
	アイルランド	A1	AA-
	ポーランド	A2	A
	スペイン	Baa1	A

		Moody社	S&P社
北米	 カナダ	Aaa	AAA
	 アメリカ	Aaa	AA+
アジア	 シンガポール	Aaa	AAA
	 中国	A1	A+
オセアニア	 オーストラリア	Aaa	AAA
	 ニュージーランド	Aaa	AAA
中東	 イスラエル	A1	AA-

政府機關債等

	Moody's社	S&P社
國際復興開發銀行 (世界銀行)	Aaa	AAA
國際金融公社(IFC)	Aaa	AAA
歐洲投資銀行(EIB)	Aaa	AAA

※上記の投資国等は将来変更となる可能性があります。
※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。
※国債等の格付け(国通貨建て長期債務格付け等)は、①Moody's社の格付け欄、②S&P社の格付け欄に記載しています。

(出所) Bloomberg

特色2

ソブリン債券からの利子収入に加え、デュレーションを原則として1～3年程度の範囲とすることで、安定した投資成果を目指します。

- ◆デュレーションを相対的に短くすることで、長期の債券を中心にポートフォリオを構成した場合よりも安定した投資成果を目指します。

【デュレーション】

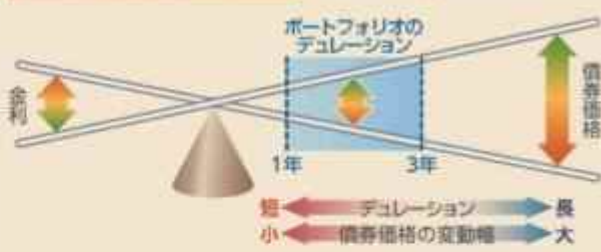
「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。

例えば、デュレーションの値が「2」の債券は、金利が1%上昇（低下）すると債券価格がおおよそ2%下落（上昇）します。（他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。）

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

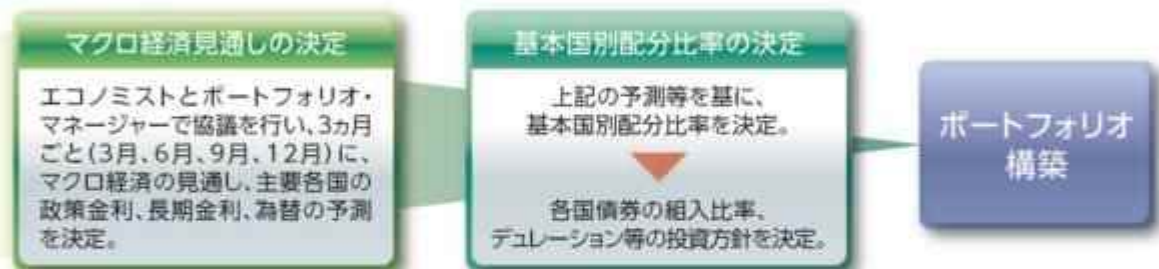
デュレーションと債券価格の変動イメージ

●一般的に、デュレーションが短くなるほど債券価格の安定性が高くなる傾向にあります。



- ◆マクロ経済分析をベースとした金利・為替予測に基づき、国別の配分比率およびデュレーションを決定し、ポートフォリオを構築します。

■投資プロセス



※上記の内容は2023年2月末現在のものであり、将来変更となる場合があります。

- ◆FTSE世界国債インデックス1～3年（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス1～3年（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債（残存期間1～3年）の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額の水準、市況動向、利子・配当収益の水準等を勘案して分配金額を決定します。
- ・原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



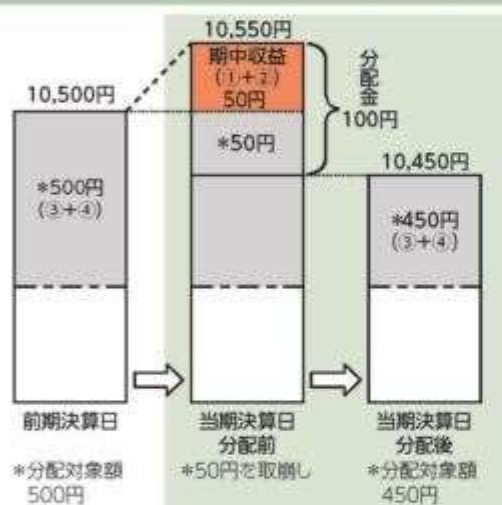
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

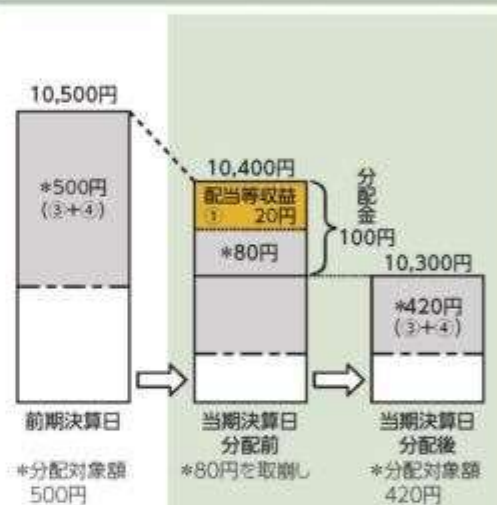
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



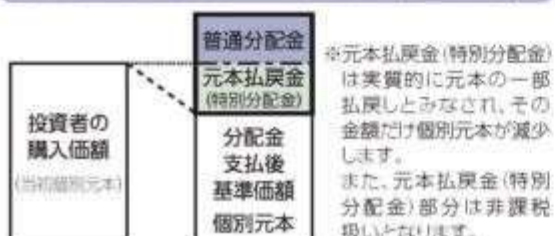
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

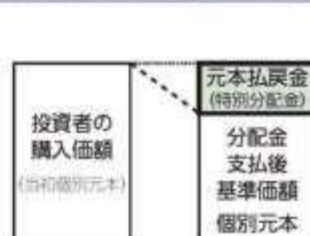
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

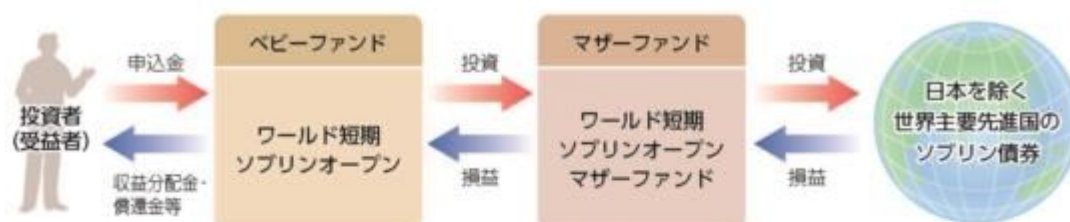


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
投資する債券の残存期間	・残存期間が5年を超える債券には、原則として投資を行いません。 ・残存期間が3年を超える債券への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の20%以内とします。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付け等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付け等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め（これに限られません）、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失（逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。）について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依頼すべきものではありません。

（２）【ファンドの沿革】

2004年8月23日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2023年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- マザーファンド受益証券を通じて、日本を除く世界主要先進国のソブリン債券のうち、原則としてＡ格以上のものに分散投資を行います。

- c. マクロ経済分析をベースとした金利・為替予測に基づき、国別アロケーションおよびデュレーションを決定します。
 - d. ポートフォリオのデュレーションは、原則として１～３年程度の範囲とすることを基本とします。
 - e. 残存期間が５年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。
 - f. 残存期間が３年を超える債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の２０％以内とします。
 - g. 債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - h. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - i. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 運用の形態等
- ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、日本を除く世界主要先進国のソブリン債券（国債、政府機関債等をいいます。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第２０項に規定するものをいい、（５）投資制限 ＜信託約款に定められた投資制限＞の および に定めるものに限ります。）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたワールド短期ソブリンオープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第２３６条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第３４１条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１８号で定めるものをいいます。）
- i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行

信託の受益証券に限ります。）

k．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

l．外国の者に対する権利でk．の有価証券の性質を有するもの

a．の証券または証書およびg．の証券または証書のうち、a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からe．までの証券およびg．の証券または証書のうちb．からe．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a．預金

b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c．コール・ローン

d．手形割引市場において売買される手形

e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

f．外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

a．先物取引等

b．スワップ取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1．基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2．運用方法

（１）投資対象

日本を除く世界主要先進国のソブリン債券（国債、政府機関債等をいいます。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

日本を除く世界主要先進国のソブリン債券のうち、原則としてA格以上のものに分散投資を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利・為替予測に基づき、国別アロケーションおよびデュレーションを決定します。

ポートフォリオのデュレーションは、原則として1～3年程度の範囲とすることを基本とします。

残存期間が5年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。

残存期間が3年を超える債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

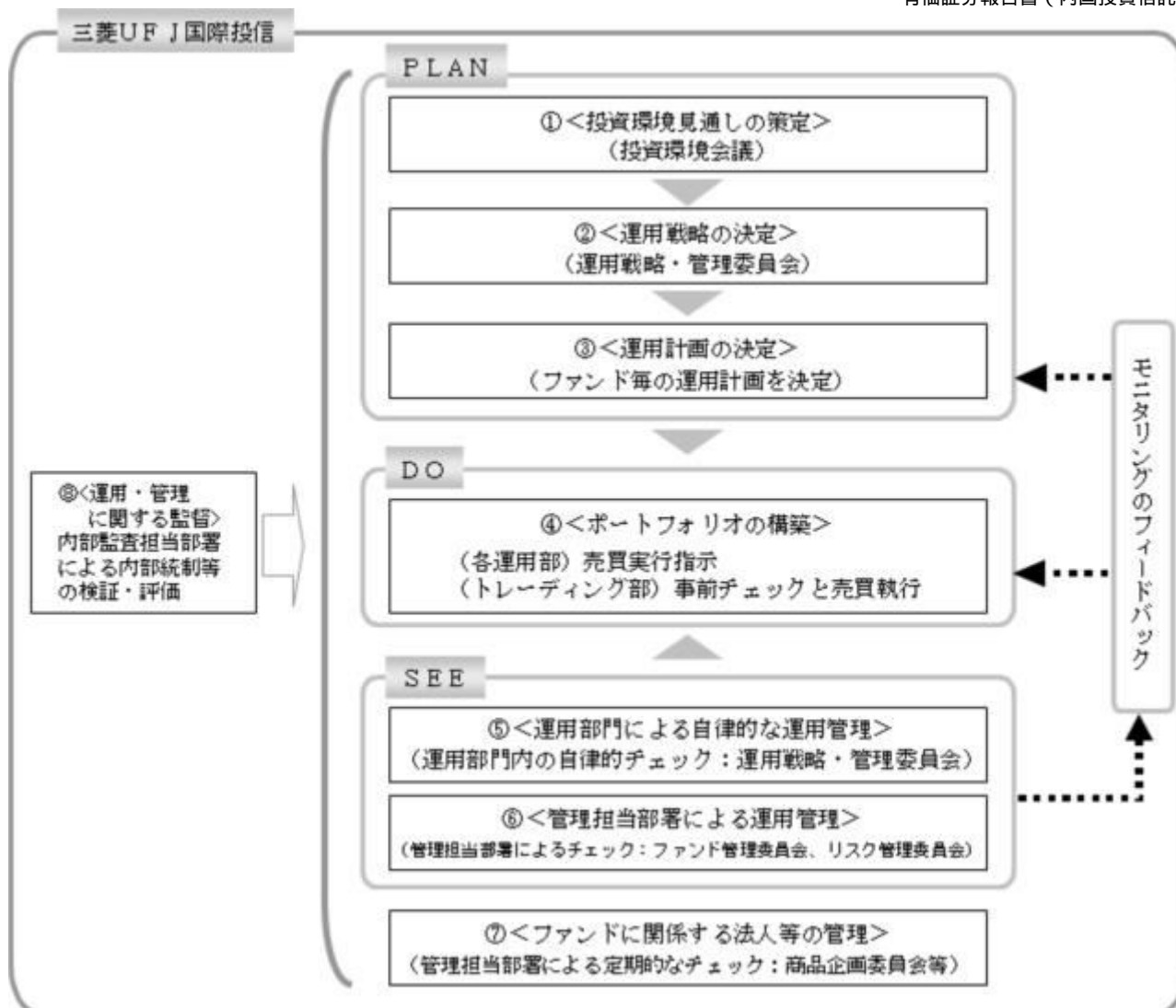
資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果

は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額の水準、市況動向、利子・配当収益の水準等を勘案して分配金額を決定します。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」^{*}に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます）

す。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ｂ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（以下同じ。）

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、

ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- （ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c．において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています（ただし、これ

らに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがＡ格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「ＦＴＳＥ世界国債インデックス１－３年(除く日本、円ベース)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- e. 投資対象国における社会情勢の混乱や資産凍結を含む重大な規制の導入等による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファン

ド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じ
て改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタ
リングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検
証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リス
ク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢
の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行
い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的
管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性につ
いて評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2018年3月末～2023年2月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年3月末～2023年2月末)



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPMリサーチ・インテリジェンス株式会社が所有し、株式会社JPMリサーチ・インテリジェンス株式会社が管理しています。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPMリサーチ・インテリジェンス株式会社が所有し、株式会社JPMリサーチ・インテリジェンス株式会社が管理しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 1.65%（税抜1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.2%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.880%（税抜0.800%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

各販売会社の純資産 残高に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
1,000億円以下の部分 に対して	0.40%	0.35%	0.05%
1,000億円超2,000億円 以下の部分に対して	0.35%	0.40%	
2,000億円超3,000億円 以下の部分に対して	0.30%	0.45%	
3,000億円超の部分に 対して	0.25%	0.50%	
対価として提供する 役務の内容	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。

- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- （注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一

ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2023年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ワールド短期ソブリンオープン】

（１）【投資状況】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,109,173,399	99.70
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	12,335,328	0.30
純資産総額		4,121,508,727	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ワールド短期ソブリンオープン マ ザーファンド	2,431,175,837	1.6469	4,004,121,988	1.6902	4,109,173,399	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.70
合計	99.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和5年2月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第101計算期間末日（平成25年 3月11日）	20,586,634,397	20,678,080,559	6,754	6,784
第102計算期間末日（平成25年 4月10日）	20,744,187,293	20,803,201,510	7,030	7,050
第103計算期間末日（平成25年 5月10日）	19,938,996,395	19,994,867,953	7,137	7,157
第104計算期間末日（平成25年 6月10日）	18,308,391,585	18,362,118,765	6,815	6,835
第105計算期間末日（平成25年 7月10日）	18,178,733,381	18,231,377,048	6,906	6,926
第106計算期間末日（平成25年 8月12日）	17,279,129,600	17,330,801,677	6,688	6,708
第107計算期間末日（平成25年 9月10日）	17,341,838,832	17,392,599,338	6,833	6,853
第108計算期間末日（平成25年10月10日）	16,728,734,409	16,778,378,574	6,739	6,759
第109計算期間末日（平成25年11月11日）	16,389,185,425	16,437,393,030	6,799	6,819
第110計算期間末日（平成25年12月10日）	16,524,469,536	16,570,651,255	7,156	7,176
第111計算期間末日（平成26年 1月10日）	15,891,591,051	15,935,679,711	7,209	7,229
第112計算期間末日（平成26年 2月10日）	15,240,760,133	15,284,110,155	7,031	7,051
第113計算期間末日（平成26年 3月10日）	15,250,455,776	15,293,325,945	7,115	7,135
第114計算期間末日（平成26年 4月10日）	14,848,981,270	14,891,224,394	7,030	7,050
第115計算期間末日（平成26年 5月12日）	14,638,476,813	14,680,315,912	6,998	7,018
第116計算期間末日（平成26年 6月10日）	14,470,422,892	14,511,782,493	6,997	7,017
第117計算期間末日（平成26年 7月10日）	14,107,200,112	14,147,847,210	6,941	6,961
第118計算期間末日（平成26年 8月11日）	13,834,162,839	13,874,367,053	6,882	6,902

第119計算期間末日	(平成26年 9月10日)	13,857,610,259	13,896,958,809	7,044	7,064
第120計算期間末日	(平成26年10月10日)	13,634,532,745	13,672,962,192	7,096	7,116
第121計算期間末日	(平成26年11月10日)	14,091,430,239	14,129,226,921	7,456	7,476
第122計算期間末日	(平成26年12月10日)	14,216,736,420	14,253,673,755	7,698	7,718
第123計算期間末日	(平成27年 1月13日)	13,634,818,716	13,671,153,959	7,505	7,525
第124計算期間末日	(平成27年 2月10日)	13,359,294,357	13,395,133,730	7,455	7,475
第125計算期間末日	(平成27年 3月10日)	13,310,848,758	13,346,173,925	7,536	7,556
第126計算期間末日	(平成27年 4月10日)	13,043,140,675	13,078,046,488	7,473	7,493
第127計算期間末日	(平成27年 5月11日)	12,749,458,319	12,783,692,959	7,448	7,468
第128計算期間末日	(平成27年 6月10日)	12,876,460,300	12,909,993,680	7,680	7,700
第129計算期間末日	(平成27年 7月10日)	12,372,304,650	12,405,505,782	7,453	7,473
第130計算期間末日	(平成27年 8月10日)	12,451,650,874	12,484,487,214	7,584	7,604
第131計算期間末日	(平成27年 9月10日)	11,856,737,683	11,889,166,683	7,312	7,332
第132計算期間末日	(平成27年10月13日)	11,754,323,024	11,786,462,384	7,315	7,335
第133計算期間末日	(平成27年11月10日)	11,753,681,661	11,785,581,850	7,369	7,389
第134計算期間末日	(平成27年12月10日)	11,497,741,378	11,529,304,615	7,286	7,306
第135計算期間末日	(平成28年 1月12日)	10,956,875,284	10,988,207,959	6,994	7,014
第136計算期間末日	(平成28年 2月10日)	10,668,694,256	10,699,839,729	6,851	6,871
第137計算期間末日	(平成28年 3月10日)	10,439,116,166	10,470,151,836	6,727	6,747
第138計算期間末日	(平成28年 4月11日)	9,780,847,193	9,811,082,208	6,470	6,490
第139計算期間末日	(平成28年 5月10日)	9,702,282,164	9,732,353,054	6,453	6,473
第140計算期間末日	(平成28年 6月10日)	9,454,246,631	9,484,005,109	6,354	6,374
第141計算期間末日	(平成28年 7月11日)	8,803,362,226	8,833,058,681	5,929	5,949
第142計算期間末日	(平成28年 8月10日)	8,858,850,570	8,873,644,433	5,988	5,998
第143計算期間末日	(平成28年 9月12日)	8,829,140,097	8,843,784,456	6,029	6,039
第144計算期間末日	(平成28年10月11日)	8,807,125,713	8,821,621,740	6,076	6,086
第145計算期間末日	(平成28年11月10日)	8,822,221,684	8,836,617,136	6,128	6,138
第146計算期間末日	(平成28年12月12日)	9,270,915,399	9,284,950,883	6,605	6,615
第147計算期間末日	(平成29年 1月10日)	9,112,640,993	9,126,440,117	6,604	6,614
第148計算期間末日	(平成29年 2月10日)	8,832,546,933	8,846,128,439	6,503	6,513
第149計算期間末日	(平成29年 3月10日)	8,781,193,162	8,794,629,756	6,535	6,545
第150計算期間末日	(平成29年 4月10日)	8,437,741,370	8,451,077,781	6,327	6,337
第151計算期間末日	(平成29年 5月10日)	8,578,554,750	8,591,753,359	6,500	6,510
第152計算期間末日	(平成29年 6月12日)	8,270,038,110	8,283,000,361	6,380	6,390
第153計算期間末日	(平成29年 7月10日)	8,505,556,559	8,518,387,054	6,629	6,639
第154計算期間末日	(平成29年 8月10日)	8,304,516,296	8,317,292,941	6,500	6,510
第155計算期間末日	(平成29年 9月11日)	8,195,690,397	8,208,350,645	6,474	6,484
第156計算期間末日	(平成29年10月10日)	8,008,991,749	8,021,113,442	6,607	6,617
第157計算期間末日	(平成29年11月10日)	7,884,425,994	7,896,365,908	6,603	6,613
第158計算期間末日	(平成29年12月11日)	7,761,471,588	7,773,168,928	6,635	6,645
第159計算期間末日	(平成30年 1月10日)	7,636,803,677	7,648,403,526	6,584	6,594
第160計算期間末日	(平成30年 2月13日)	7,393,848,200	7,405,339,121	6,435	6,445

第161計算期間末日	(平成30年 3月12日)	7,247,895,294	7,259,355,375	6,324	6,334
第162計算期間末日	(平成30年 4月10日)	7,174,014,751	7,185,373,155	6,316	6,326
第163計算期間末日	(平成30年 5月10日)	7,156,883,373	7,168,166,997	6,343	6,353
第164計算期間末日	(平成30年 6月11日)	7,017,426,556	7,028,599,414	6,281	6,291
第165計算期間末日	(平成30年 7月10日)	7,021,686,648	7,032,728,888	6,359	6,369
第166計算期間末日	(平成30年 8月10日)	6,810,146,500	6,820,965,442	6,295	6,305
第167計算期間末日	(平成30年 9月10日)	6,724,157,744	6,734,857,935	6,284	6,294
第168計算期間末日	(平成30年10月10日)	6,772,028,136	6,782,636,044	6,384	6,394
第169計算期間末日	(平成30年11月12日)	6,708,454,217	6,718,956,866	6,387	6,397
第170計算期間末日	(平成30年12月10日)	6,557,399,750	6,567,770,373	6,323	6,333
第171計算期間末日	(平成31年 1月10日)	6,313,261,107	6,323,578,704	6,119	6,129
第172計算期間末日	(平成31年 2月12日)	6,360,845,592	6,371,108,494	6,198	6,208
第173計算期間末日	(平成31年 3月11日)	6,298,392,846	6,308,534,511	6,210	6,220
第174計算期間末日	(平成31年 4月10日)	6,280,949,394	6,291,003,824	6,247	6,257
第175計算期間末日	(令和 1年 5月10日)	6,137,103,395	6,147,075,050	6,155	6,165
第176計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	6,072,016,320	6,081,943,839	6,116	6,126
第177計算期間末日	(令和 1年 7月10日)	5,545,471,868	5,554,531,711	6,121	6,131
第178計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	5,333,673,077	5,342,667,646	5,930	5,940
第179計算期間末日	(令和 1年 9月10日)	5,392,028,862	5,400,991,583	6,016	6,026
第180計算期間末日	(令和 1年10月10日)	5,339,176,179	5,348,080,812	5,996	6,006
第181計算期間末日	(令和 1年11月11日)	5,368,974,348	5,377,791,269	6,089	6,099
第182計算期間末日	(令和 1年12月10日)	5,264,565,078	5,273,244,598	6,066	6,076
第183計算期間末日	(令和 2年 1月10日)	5,258,704,765	5,267,294,407	6,122	6,132
第184計算期間末日	(令和 2年 2月10日)	5,193,671,106	5,202,184,543	6,101	6,111
第185計算期間末日	(令和 2年 3月10日)	4,935,550,719	4,943,991,492	5,847	5,857
第186計算期間末日	(令和 2年 4月10日)	5,047,600,127	5,055,956,489	6,040	6,050
第187計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	4,955,479,320	4,963,822,863	5,939	5,949
第188計算期間末日	(令和 2年 6月10日)	5,064,343,258	5,068,505,617	6,084	6,089
第189計算期間末日	(令和 2年 7月10日)	4,995,138,912	4,999,278,395	6,034	6,039
第190計算期間末日	(令和 2年 8月11日)	4,989,302,730	4,993,414,355	6,067	6,072
第191計算期間末日	(令和 2年 9月10日)	4,957,698,828	4,961,774,827	6,082	6,087
第192計算期間末日	(令和 2年10月12日)	4,888,862,616	4,892,909,955	6,040	6,045
第193計算期間末日	(令和 2年11月10日)	4,816,659,281	4,820,667,595	6,008	6,013
第194計算期間末日	(令和 2年12月10日)	4,766,221,865	4,770,187,916	6,009	6,014
第195計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	4,723,144,097	4,727,070,987	6,014	6,019
第196計算期間末日	(令和 3年 2月10日)	4,689,334,077	4,693,223,365	6,029	6,034
第197計算期間末日	(令和 3年 3月10日)	4,762,191,269	4,766,036,998	6,192	6,197
第198計算期間末日	(令和 3年 4月12日)	4,722,310,486	4,726,088,839	6,249	6,254
第199計算期間末日	(令和 3年 5月10日)	4,643,026,959	4,646,740,575	6,251	6,256
第200計算期間末日	(令和 3年 6月10日)	4,617,664,074	4,621,334,735	6,290	6,295
第201計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	4,544,738,143	4,548,388,523	6,225	6,230
第202計算期間末日	(令和 3年 8月10日)	4,492,885,673	4,496,509,005	6,200	6,205

第203計算期間末日	(令和 3年 9月10日)	4,446,634,623	4,450,236,565	6,173	6,178
第204計算期間末日	(令和 3年10月11日)	4,475,461,969	4,479,037,717	6,258	6,263
第205計算期間末日	(令和 3年11月10日)	4,422,400,653	4,425,923,498	6,277	6,282
第206計算期間末日	(令和 3年12月10日)	4,361,363,088	4,364,864,917	6,227	6,232
第207計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	4,380,137,096	4,383,602,953	6,319	6,324
第208計算期間末日	(令和 4年 2月10日)	4,119,365,423	4,122,633,838	6,302	6,307
第209計算期間末日	(令和 4年 3月10日)	4,051,730,572	4,054,972,955	6,248	6,253
第210計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	4,239,127,958	4,242,325,205	6,629	6,634
第211計算期間末日	(令和 4年 5月10日)	4,306,215,917	4,309,383,723	6,797	6,802
第212計算期間末日	(令和 4年 6月10日)	4,389,145,772	4,392,270,033	7,024	7,029
第213計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	4,363,868,735	4,366,974,218	7,026	7,031
第214計算期間末日	(令和 4年 8月10日)	4,319,296,300	4,322,390,262	6,980	6,985
第215計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	4,495,703,821	4,498,784,032	7,298	7,303
第216計算期間末日	(令和 4年10月11日)	4,437,049,044	4,440,096,763	7,279	7,284
第217計算期間末日	(令和 4年11月10日)	4,450,656,678	4,453,678,911	7,363	7,368
第218計算期間末日	(令和 4年12月12日)	4,186,476,556	4,189,465,212	7,004	7,009
第219計算期間末日	(令和 5年 1月10日)	4,047,392,977	4,050,364,547	6,810	6,815
第220計算期間末日	(令和 5年 2月10日)	4,013,804,327	4,016,759,717	6,791	6,796
	令和 4年 2月末日	4,067,527,168	—	6,250	—
	3月末日	4,224,024,292	—	6,574	—
	4月末日	4,306,966,859	—	6,770	—
	5月末日	4,251,883,976	—	6,773	—
	6月末日	4,414,512,558	—	7,086	—
	7月末日	4,321,919,662	—	6,976	—
	8月末日	4,374,370,895	—	7,089	—
	9月末日	4,431,718,480	—	7,264	—
	10月末日	4,527,377,744	—	7,460	—
	11月末日	4,239,560,749	—	7,067	—
	12月末日	4,044,773,253	—	6,807	—
	令和 5年 1月末日	4,004,743,389	—	6,771	—
	2月末日	4,121,508,727	—	6,965	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第101計算期間	30円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円

第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円
第114計算期間	20円
第115計算期間	20円
第116計算期間	20円
第117計算期間	20円
第118計算期間	20円
第119計算期間	20円
第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円
第123計算期間	20円
第124計算期間	20円
第125計算期間	20円
第126計算期間	20円
第127計算期間	20円
第128計算期間	20円
第129計算期間	20円
第130計算期間	20円
第131計算期間	20円
第132計算期間	20円
第133計算期間	20円
第134計算期間	20円
第135計算期間	20円
第136計算期間	20円
第137計算期間	20円
第138計算期間	20円
第139計算期間	20円
第140計算期間	20円
第141計算期間	20円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円
第144計算期間	10円
第145計算期間	10円
第146計算期間	10円
第147計算期間	10円
第148計算期間	10円

第149計算期間	10円
第150計算期間	10円
第151計算期間	10円
第152計算期間	10円
第153計算期間	10円
第154計算期間	10円
第155計算期間	10円
第156計算期間	10円
第157計算期間	10円
第158計算期間	10円
第159計算期間	10円
第160計算期間	10円
第161計算期間	10円
第162計算期間	10円
第163計算期間	10円
第164計算期間	10円
第165計算期間	10円
第166計算期間	10円
第167計算期間	10円
第168計算期間	10円
第169計算期間	10円
第170計算期間	10円
第171計算期間	10円
第172計算期間	10円
第173計算期間	10円
第174計算期間	10円
第175計算期間	10円
第176計算期間	10円
第177計算期間	10円
第178計算期間	10円
第179計算期間	10円
第180計算期間	10円
第181計算期間	10円
第182計算期間	10円
第183計算期間	10円
第184計算期間	10円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円
第187計算期間	10円
第188計算期間	5円
第189計算期間	5円
第190計算期間	5円

第191計算期間	5円
第192計算期間	5円
第193計算期間	5円
第194計算期間	5円
第195計算期間	5円
第196計算期間	5円
第197計算期間	5円
第198計算期間	5円
第199計算期間	5円
第200計算期間	5円
第201計算期間	5円
第202計算期間	5円
第203計算期間	5円
第204計算期間	5円
第205計算期間	5円
第206計算期間	5円
第207計算期間	5円
第208計算期間	5円
第209計算期間	5円
第210計算期間	5円
第211計算期間	5円
第212計算期間	5円
第213計算期間	5円
第214計算期間	5円
第215計算期間	5円
第216計算期間	5円
第217計算期間	5円
第218計算期間	5円
第219計算期間	5円
第220計算期間	5円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第101計算期間	0.74
第102計算期間	4.38
第103計算期間	1.80
第104計算期間	4.23
第105計算期間	1.62
第106計算期間	2.86
第107計算期間	2.46

第108計算期間	1.08
第109計算期間	1.18
第110計算期間	5.54
第111計算期間	1.02
第112計算期間	2.19
第113計算期間	1.47
第114計算期間	0.91
第115計算期間	0.17
第116計算期間	0.27
第117計算期間	0.51
第118計算期間	0.56
第119計算期間	2.64
第120計算期間	1.02
第121計算期間	5.35
第122計算期間	3.51
第123計算期間	2.24
第124計算期間	0.39
第125計算期間	1.35
第126計算期間	0.57
第127計算期間	0.06
第128計算期間	3.38
第129計算期間	2.69
第130計算期間	2.02
第131計算期間	3.32
第132計算期間	0.31
第133計算期間	1.01
第134計算期間	0.85
第135計算期間	3.73
第136計算期間	1.75
第137計算期間	1.51
第138計算期間	3.52
第139計算期間	0.04
第140計算期間	1.22
第141計算期間	6.37
第142計算期間	1.16
第143計算期間	0.85
第144計算期間	0.94
第145計算期間	1.02
第146計算期間	7.94
第147計算期間	0.13
第148計算期間	1.37
第149計算期間	0.64

第150計算期間	3.02
第151計算期間	2.89
第152計算期間	1.69
第153計算期間	4.05
第154計算期間	1.79
第155計算期間	0.24
第156計算期間	2.20
第157計算期間	0.09
第158計算期間	0.63
第159計算期間	0.61
第160計算期間	2.11
第161計算期間	1.56
第162計算期間	0.03
第163計算期間	0.58
第164計算期間	0.81
第165計算期間	1.40
第166計算期間	0.84
第167計算期間	0.01
第168計算期間	1.75
第169計算期間	0.20
第170計算期間	0.84
第171計算期間	3.06
第172計算期間	1.45
第173計算期間	0.35
第174計算期間	0.75
第175計算期間	1.31
第176計算期間	0.47
第177計算期間	0.24
第178計算期間	2.95
第179計算期間	1.61
第180計算期間	0.16
第181計算期間	1.71
第182計算期間	0.21
第183計算期間	1.08
第184計算期間	0.17
第185計算期間	3.99
第186計算期間	3.47
第187計算期間	1.50
第188計算期間	2.52
第189計算期間	0.73
第190計算期間	0.62
第191計算期間	0.32

第192計算期間	0.60
第193計算期間	0.44
第194計算期間	0.09
第195計算期間	0.16
第196計算期間	0.33
第197計算期間	2.78
第198計算期間	1.00
第199計算期間	0.11
第200計算期間	0.70
第201計算期間	0.95
第202計算期間	0.32
第203計算期間	0.35
第204計算期間	1.45
第205計算期間	0.38
第206計算期間	0.71
第207計算期間	1.55
第208計算期間	0.18
第209計算期間	0.77
第210計算期間	6.17
第211計算期間	2.60
第212計算期間	3.41
第213計算期間	0.09
第214計算期間	0.58
第215計算期間	4.62
第216計算期間	0.19
第217計算期間	1.22
第218計算期間	4.80
第219計算期間	2.69
第220計算期間	0.20

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第101計算期間	40,710,760	871,374,435	30,482,054,295
第102計算期間	29,447,739	1,004,393,216	29,507,108,818
第103計算期間	25,895,138	1,597,224,752	27,935,779,204
第104計算期間	42,388,533	1,114,577,352	26,863,590,385
第105計算期間	26,063,738	567,820,612	26,321,833,511
第106計算期間	19,620,871	505,415,602	25,836,038,780
第107計算期間	32,426,483	488,211,985	25,380,253,278

第108計算期間	30,004,038	588,174,415	24,822,082,901
第109計算期間	20,385,518	738,665,910	24,103,802,509
第110計算期間	40,556,942	1,053,499,912	23,090,859,539
第111計算期間	61,101,319	1,107,630,475	22,044,330,383
第112計算期間	28,228,040	397,547,266	21,675,011,157
第113計算期間	30,912,855	270,839,101	21,435,084,911
第114計算期間	24,801,567	338,324,388	21,121,562,090
第115計算期間	12,958,252	214,970,637	20,919,549,705
第116計算期間	15,211,132	254,959,861	20,679,800,976
第117計算期間	14,034,656	370,286,274	20,323,549,358
第118計算期間	17,178,599	238,620,644	20,102,107,313
第119計算期間	19,995,471	447,827,757	19,674,275,027
第120計算期間	12,987,555	472,538,672	19,214,723,910
第121計算期間	10,703,393	327,085,923	18,898,341,380
第122計算期間	16,144,696	445,818,539	18,468,667,537
第123計算期間	16,757,545	317,803,350	18,167,621,732
第124計算期間	10,464,162	258,399,354	17,919,686,540
第125計算期間	15,145,368	272,248,043	17,662,583,865
第126計算期間	37,123,735	246,800,623	17,452,906,977
第127計算期間	10,109,553	345,696,385	17,117,320,145
第128計算期間	25,121,641	375,751,532	16,766,690,254
第129計算期間	11,930,262	178,054,510	16,600,566,006
第130計算期間	9,014,108	191,409,952	16,418,170,162
第131計算期間	16,862,755	220,532,877	16,214,500,040
第132計算期間	9,054,982	153,874,877	16,069,680,145
第133計算期間	9,110,451	128,696,063	15,950,094,533
第134計算期間	10,636,652	179,112,652	15,781,618,533
第135計算期間	22,685,736	137,966,327	15,666,337,942
第136計算期間	10,019,378	103,620,761	15,572,736,559
第137計算期間	10,984,048	65,885,201	15,517,835,406
第138計算期間	12,742,079	413,069,546	15,117,507,939
第139計算期間	12,195,966	94,258,853	15,035,445,052
第140計算期間	11,636,186	167,841,897	14,879,239,341
第141計算期間	12,193,646	43,205,281	14,848,227,706
第142計算期間	15,983,554	70,348,227	14,793,863,033
第143計算期間	7,686,286	157,189,406	14,644,359,913
第144計算期間	7,146,349	155,478,352	14,496,027,910
第145計算期間	7,164,869	107,739,997	14,395,452,782
第146計算期間	13,577,830	373,545,677	14,035,484,935
第147計算期間	21,099,854	257,460,293	13,799,124,496
第148計算期間	6,144,603	223,762,334	13,581,506,765
第149計算期間	6,280,628	151,192,947	13,436,594,446

第150計算期間	9,911,210	110,094,559	13,336,411,097
第151計算期間	8,099,435	145,901,379	13,198,609,153
第152計算期間	13,451,506	249,809,570	12,962,251,089
第153計算期間	6,641,742	138,397,217	12,830,495,614
第154計算期間	40,484,147	94,334,320	12,776,645,441
第155計算期間	21,133,937	137,530,393	12,660,248,985
第156計算期間	9,543,372	548,099,197	12,121,693,160
第157計算期間	5,118,105	186,897,240	11,939,914,025
第158計算期間	31,573,998	274,147,214	11,697,340,809
第159計算期間	5,626,460	103,117,551	11,599,849,718
第160計算期間	7,020,820	115,949,495	11,490,921,043
第161計算期間	20,016,716	50,856,110	11,460,081,649
第162計算期間	5,723,425	107,400,926	11,358,404,148
第163計算期間	6,763,046	81,543,187	11,283,624,007
第164計算期間	11,208,791	121,973,968	11,172,858,830
第165計算期間	5,320,714	135,938,637	11,042,240,907
第166計算期間	4,824,564	228,122,674	10,818,942,797
第167計算期間	4,982,540	123,733,433	10,700,191,904
第168計算期間	4,598,564	96,882,274	10,607,908,194
第169計算期間	4,367,602	109,625,988	10,502,649,808
第170計算期間	8,180,363	140,206,346	10,370,623,825
第171計算期間	20,301,260	73,327,740	10,317,597,345
第172計算期間	5,766,827	60,461,237	10,262,902,935
第173計算期間	4,402,072	125,639,624	10,141,665,383
第174計算期間	5,204,077	92,438,655	10,054,430,805
第175計算期間	4,399,673	87,175,433	9,971,655,045
第176計算期間	5,437,302	49,573,253	9,927,519,094
第177計算期間	8,938,602	876,614,309	9,059,843,387
第178計算期間	4,658,464	69,932,392	8,994,569,459
第179計算期間	4,608,515	36,456,471	8,962,721,503
第180計算期間	4,605,358	62,693,502	8,904,633,359
第181計算期間	4,786,872	92,498,641	8,816,921,590
第182計算期間	5,555,331	142,956,202	8,679,520,719
第183計算期間	6,770,286	96,648,993	8,589,642,012
第184計算期間	5,178,887	81,383,585	8,513,437,314
第185計算期間	4,168,682	76,832,419	8,440,773,577
第186計算期間	5,342,630	89,753,212	8,356,362,995
第187計算期間	6,858,493	19,678,368	8,343,543,120
第188計算期間	4,357,373	23,181,202	8,324,719,291
第189計算期間	3,717,532	49,470,034	8,278,966,789
第190計算期間	2,578,670	58,294,839	8,223,250,620
第191計算期間	2,894,968	74,146,227	8,151,999,361

第192計算期間	2,688,401	60,009,199	8,094,678,563
第193計算期間	4,720,466	82,770,207	8,016,628,822
第194計算期間	2,719,952	87,246,610	7,932,102,164
第195計算期間	3,000,267	81,320,706	7,853,781,725
第196計算期間	3,052,021	78,257,074	7,778,576,672
第197計算期間	5,462,740	92,580,301	7,691,459,111
第198計算期間	3,130,956	137,882,577	7,556,707,490
第199計算期間	3,236,033	132,709,728	7,427,233,795
第200計算期間	7,070,545	92,982,234	7,341,322,106
第201計算期間	6,433,241	46,994,035	7,300,761,312
第202計算期間	2,444,518	56,540,559	7,246,665,271
第203計算期間	4,756,202	47,536,131	7,203,885,342
第204計算期間	2,530,344	54,917,794	7,151,497,892
第205計算期間	7,061,740	112,868,403	7,045,691,229
第206計算期間	2,388,148	44,420,178	7,003,659,199
第207計算期間	5,812,621	77,757,035	6,931,714,785
第208計算期間	4,311,918	399,195,777	6,536,830,926
第209計算期間	3,017,691	55,081,228	6,484,767,389
第210計算期間	2,293,732	92,566,588	6,394,494,533
第211計算期間	7,049,878	65,931,295	6,335,613,116
第212計算期間	10,785,994	97,876,891	6,248,522,219
第213計算期間	21,050,811	58,605,293	6,210,967,737
第214計算期間	25,077,880	48,120,405	6,187,925,212
第215計算期間	19,532,548	47,034,186	6,160,423,574
第216計算期間	15,311,284	80,295,006	6,095,439,852
第217計算期間	21,973,653	72,945,906	6,044,467,599
第218計算期間	6,654,627	73,810,062	5,977,312,164
第219計算期間	9,483,697	43,655,820	5,943,140,041
第220計算期間	8,244,141	40,604,002	5,910,780,180

（参考）

ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド

投資状況

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,975,786,534	48.08
	アイルランド	516,786,854	12.58
	スペイン	335,505,380	8.17

	中国	196,125,938	4.77
	カナダ	186,268,611	4.53
	イギリス	46,746,194	1.14
	オーストラリア	46,111,819	1.12
	イスラエル	21,931,097	0.53
	シンガポール	20,032,911	0.49
	ポーランド	19,352,012	0.47
	ノルウェー	16,533,563	0.40
	ニュージーランド	12,035,908	0.29
	スウェーデン	9,047,656	0.22
	小計	3,402,264,477	82.80
特殊債券	アメリカ	405,161,452	9.86
	ドイツ	144,550,709	3.52
	メキシコ	31,650,340	0.77
	小計	581,362,501	14.15
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	125,435,709	3.05
純資産総額		4,109,062,687	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 5年 2月28日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	3 T-NOTE 250715	4,500,000	13,220.54	594,924,679	13,131.88	590,934,634	3.000000	2025/7/15	14.38
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 240215	3,600,000	13,336.49	480,113,929	13,327.94	479,806,024	2.750000	2024/2/15	11.68
アメリカ	国債証券	2.625 T-NOTE 251231	3,300,000	13,074.04	431,443,551	12,968.39	427,956,911	2.625000	2025/12/31	10.41
アメリカ	特殊債券	2.875 INTL FINAN 230731	3,000,000	13,497.81	404,934,311	13,505.38	405,161,452	2.875000	2023/7/31	9.86
スペイン	国債証券	1.6 SPAIN GOVT 250430	2,400,000	14,067.30	337,615,405	13,979.39	335,505,380	1.600000	2025/4/30	8.17
アイルラ ンド	国債証券	3.4 IRISH GOVT 240318	2,100,000	14,574.20	306,058,275	14,519.75	304,914,795	3.400000	2024/3/18	7.42
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	2,000,000	13,410.93	268,218,625	13,410.93	268,218,625	2.750000	2023/11/15	6.53
アイルラ ンド	国債証券	5.4 IRISH GOVT 250313	1,400,000	15,266.91	213,736,802	15,133.71	211,872,059	5.400000	2025/3/13	5.16
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 240630	1,600,000	13,073.83	209,181,344	13,054.39	208,870,340	1.750000	2024/6/30	5.08
ドイツ	特殊債券	2 EIB 230414	1,000,000	14,454.27	144,542,755	14,455.07	144,550,709	2.000000	2023/4/14	3.52
中国	国債証券	2.24 CHINA GOVT 250525	6,000,000	1,953.57	117,214,238	1,951.37	117,082,454	2.240000	2025/5/25	2.85
カナダ	国債証券	2.25 CAN GOVT 240301	1,000,000	9,812.10	98,121,048	9,809.72	98,097,258	2.250000	2024/3/1	2.39
カナダ	国債証券	3 CAN GOVT 251001	900,000	9,874.09	88,866,896	9,796.81	88,171,353	3.000000	2025/10/1	2.15

中国	国債証券	2.84 CHINA GOVT 240408	4,000,000	1,977.64	79,105,975	1,976.08	79,043,484	2.840000	2024/4/8	1.92
オーストラリア	国債証券	0.5 AUST GOVT 260921	450,000	8,301.09	37,354,942	8,228.51	37,028,325	0.500000	2026/9/21	0.90
メキシコ	特殊債券	4.25 IBRD 260122	5,000,000	645.50	32,275,189	633.00	31,650,340	4.250000	2026/1/22	0.77
イギリス	国債証券	0.125 GILT 240131	150,000	15,913.24	23,869,870	15,871.74	23,807,623	0.125000	2024/1/31	0.58
イギリス	国債証券	0.25 GILT 250131	150,000	15,433.51	23,150,274	15,292.38	22,938,571	0.250000	2025/1/31	0.56
イスラエル	国債証券	1.5 ISRAEL FIXED 231130	600,000	3,665.42	21,992,529	3,655.18	21,931,097	1.500000	2023/11/30	0.53
シンガポール	国債証券	3 SINGAPORGV 240901	200,000	10,111.14	20,222,290	10,016.45	20,032,911	3.000000	2024/9/1	0.49
ノルウェー	国債証券	1.75 NORWE GOVT 250313	1,300,000	1,286.28	16,721,733	1,271.81	16,533,563	1.750000	2025/3/13	0.40
ポーランド	国債証券	2.25 POLAND 241025	500,000	2,887.01	14,435,071	2,882.00	14,410,013	2.250000	2024/10/25	0.35
ニュージーランド	国債証券	2.75 NZ GOVT 250415	150,000	8,095.65	12,143,489	8,023.93	12,035,908	2.750000	2025/4/15	0.29
オーストラリア	国債証券	2.75 AUST GOVT 240421	100,000	9,111.44	9,111,446	9,083.49	9,083,494	2.750000	2024/4/21	0.22
スウェーデン	国債証券	2.5 SWD GOVT 250512	700,000	1,307.93	9,155,529	1,292.52	9,047,656	2.500000	2025/5/12	0.22
ポーランド	国債証券	0.25 POLAND 261025	200,000	2,506.24	5,012,480	2,470.99	4,941,999	0.250000	2026/10/25	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 5年 2月28日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	82.80
特殊債券	14.15
合計	96.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

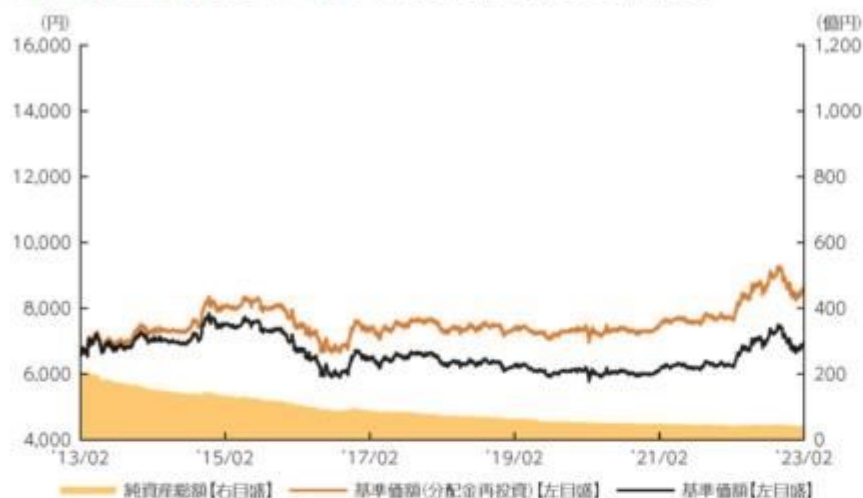
参考情報



運用実績

2023年2月28日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2013年2月28日～2023年2月28日



- 基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	6,965円
純資産総額	41.2億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2023年2月	5円
2023年1月	5円
2022年12月	5円
2022年11月	5円
2022年10月	5円
2022年9月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	5,655円

●分配金は1万口当たり、税引前

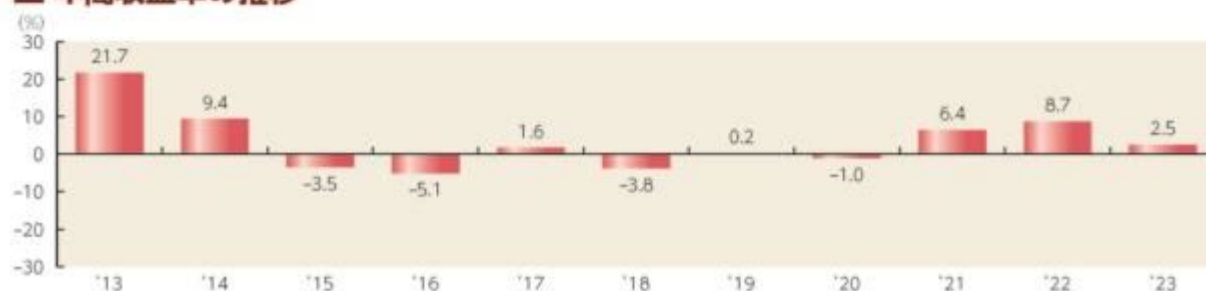
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 アメリカドル	58.4%
2 ユーロ	25.1%
3 中国元	4.9%
4 カナダドル	4.7%
5 オーストラリアドル	1.3%
6 イギリスポンド	1.2%
7 メキシコペソ	0.8%
8 円	0.8%
9 イスラエルシェケル	0.6%
10 シンガポールドル	0.6%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 3 T-NOTE 250715	国債	アメリカ	14.3%
2 2.75 T-NOTE 240215	国債	アメリカ	11.6%
3 2.625 T-NOTE 251231	国債	アメリカ	10.4%
4 2.875 INTL FINAN 230731	特殊債	国際機関	9.8%
5 1.6 SPAIN GOVT 250430	国債	スペイン	8.1%
6 3.4 IRISH GOVT 240318	国債	アイルランド	7.4%
7 2.75 T-NOTE 231115	国債	アメリカ	6.5%
8 5.4 IRISH GOVT 250313	国債	アイルランド	5.1%
9 1.75 T-NOTE 240630	国債	アメリカ	5.1%
10 2 EIB 230414	特殊債	国際機関	3.5%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- 「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- 2023年は年初から2月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すこと

があります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufig.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、

受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2004年8月23日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月11日から翌月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうと

する場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年２月および８月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載し

ます。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年8月11日から令和5年2月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド短期ソブリンオープン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 4年 8月10日現在]	当期 [令和 5年 2月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,574,248	19,426,726
親投資信託受益証券	4,303,278,359	3,998,824,426
未収入金	3,469,355	1,909,709
流動資産合計	4,327,321,962	4,020,160,861
資産合計	4,327,321,962	4,020,160,861
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,093,962	2,955,390
未払解約金	1,769,806	398,804
未払受託者報酬	196,634	186,714
未払委託者報酬	2,949,504	2,800,667
未払利息	36	34
その他未払費用	15,720	14,925
流動負債合計	8,025,662	6,356,534
負債合計	8,025,662	6,356,534
純資産の部		
元本等		
元本	6,187,925,212	5,910,780,180
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,868,628,912	1,896,975,853
（分配準備積立金）	72,978,974	91,420,846
元本等合計	4,319,296,300	4,013,804,327
純資産合計	4,319,296,300	4,013,804,327
負債純資産合計	4,327,321,962	4,020,160,861

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 4年 2月11日 至 令和 4年 8月10日	当期 自 令和 4年 8月11日 至 令和 5年 2月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	470,373,277	71,345,278
営業収益合計	470,373,277	71,345,278
営業費用		
支払利息	4,748	4,810
受託者報酬	1,161,912	1,185,816
委託者報酬	17,428,646	17,787,180
その他費用	92,896	94,806
営業費用合計	18,688,202	19,072,612
営業利益又は営業損失（ ）	451,685,075	90,417,890
経常利益又は経常損失（ ）	451,685,075	90,417,890
当期純利益又は当期純損失（ ）	451,685,075	90,417,890
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,246,677	1,631,387
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,417,465,503	1,868,628,912
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,792,492	101,652,958
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	140,792,492	101,652,958
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,463,157	23,147,617
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,463,157	23,147,617
分配金	18,931,142	18,065,779
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,868,628,912	1,896,975,853

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 8月10日現在]	当期 [令和 5年 2月10日現在]
１．期首元本額	6,536,830,926円	6,187,925,212円
期中追加設定元本額	69,275,986円	81,199,950円
期中一部解約元本額	418,181,700円	358,344,982円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,868,628,912円	1,896,975,853円
３．受益権の総数	6,187,925,212口	5,910,780,180口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 4年 2月11日 至 令和 4年 8月10日	当期 自 令和 4年 8月11日 至 令和 5年 2月10日																																																
1.分配金の計算過程 第209期 令和 4年 2月11日 令和 4年 3月10日	1.分配金の計算過程 第215期 令和 4年 8月11日 令和 4年 9月12日																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,625,664円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>23,788,777円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>62,692,168円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>89,106,609円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>6,484,767,389口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>137円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,625,664円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	23,788,777円	分配準備積立金額	D	62,692,168円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,106,609円	当ファンドの期末残存口数	F	6,484,767,389口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	137円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,235,777円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>23,615,442円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>72,469,958円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>105,321,177円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>6,160,423,574口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>170円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,235,777円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	23,615,442円	分配準備積立金額	D	72,469,958円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,321,177円	当ファンドの期末残存口数	F	6,160,423,574口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	170円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	2,625,664円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	23,788,777円																																															
分配準備積立金額	D	62,692,168円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,106,609円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	6,484,767,389口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	137円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	9,235,777円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	23,615,442円																																															
分配準備積立金額	D	72,469,958円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,321,177円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	6,160,423,574口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	170円																																															

前期 自 令和 4年 2月11日 至 令和 4年 8月10日			当期 自 令和 4年 8月11日 至 令和 5年 2月10日		
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,242,383円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,080,211円
第210期 令和 4年 3月11日 令和 4年 4月11日			第216期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月11日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,903,737円	費用控除後の配当等収益額	A	5,347,373円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	23,480,826円	収益調整金額	C	23,572,829円
分配準備積立金額	D	61,221,406円	分配準備積立金額	D	77,711,595円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,605,969円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	106,631,797円
当ファンドの期末残存口数	F	6,394,494,533口	当ファンドの期末残存口数	F	6,095,439,852口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	143円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	174円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,197,247円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,047,719円
第211期 令和 4年 4月12日 令和 4年 5月10日			第217期 令和 4年10月12日 令和 4年11月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,582,874円	費用控除後の配当等収益額	A	8,533,258円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	23,339,855円	収益調整金額	C	23,682,131円
分配準備積立金額	D	64,293,061円	分配準備積立金額	D	79,106,257円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	94,215,790円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	111,321,646円
当ファンドの期末残存口数	F	6,335,613,116口	当ファンドの期末残存口数	F	6,044,467,599口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	148円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	184円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,167,806円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,022,233円
第212期 令和 4年 5月11日 令和 4年 6月10日			第218期 令和 4年11月11日 令和 4年12月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,367,133円	費用控除後の配当等収益額	A	6,149,502円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	23,141,569円	収益調整金額	C	23,518,036円
分配準備積立金額	D	66,771,333円	分配準備積立金額	D	83,686,139円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	97,280,035円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,353,677円
当ファンドの期末残存口数	F	6,248,522,219口	当ファンドの期末残存口数	F	5,977,312,164口

前期 自 令和 4年 2月11日 至 令和 4年 8月10日			当期 自 令和 4年 8月11日 至 令和 5年 2月10日		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	155円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	189円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,124,261円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,988,656円
第213期 令和 4年 6月11日 令和 4年 7月11日			第219期 令和 4年12月13日 令和 5年 1月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,747,401円	費用控除後の配当等収益額	A	5,546,672円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	23,253,729円	収益調整金額	C	23,528,755円
分配準備積立金額	D	70,425,961円	分配準備積立金額	D	86,267,694円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,427,091円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115,343,121円
当ファンドの期末残存口数	F	6,210,967,737口	当ファンドの期末残存口数	F	5,943,140,041口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	158円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	194円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,105,483円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,971,570円
第214期 令和 4年 7月12日 令和 4年 8月10日			第220期 令和 5年 1月11日 令和 5年 2月10日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,511,160円	費用控除後の配当等収益額	A	6,089,136円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	23,473,655円	収益調整金額	C	23,529,367円
分配準備積立金額	D	71,561,776円	分配準備積立金額	D	88,287,100円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,546,591円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	117,905,603円
当ファンドの期末残存口数	F	6,187,925,212口	当ファンドの期末残存口数	F	5,910,780,180口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	160円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	199円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,093,962円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,955,390円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 4年 2月11日 至 令和 4年 8月10日	当期 自 令和 4年 8月11日 至 令和 5年 2月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 8月10日現在]	当期 [令和 5年 2月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 8月10日現在]	当期 [令和 5年 2月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	21,536,905	4,613,096
合計	21,536,905	4,613,096

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 8月10日現在]	当期 [令和 5年 2月10日現在]
1口当たり純資産額	0.6980円	0.6791円
(1万口当たり純資産額)	(6,980円)	(6,791円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

親投資信託受益証券	ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド	2,427,944,400	3,998,824,426	
合計		2,427,944,400	3,998,824,426	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 5年 2月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	62,718,001
金銭信託	166,590
コール・ローン	19,573,274
国債証券	3,312,440,981
特殊債券	562,985,308
未収利息	27,663,560
前払費用	15,170,362
流動資産合計	4,000,718,076
資産合計	4,000,718,076
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,909,709
未払利息	34
流動負債合計	1,909,743
負債合計	1,909,743
純資産の部	
元本等	
元本	2,427,944,400
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,570,863,933
元本等合計	3,998,808,333
純資産合計	3,998,808,333
負債純資産合計	4,000,718,076

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 5年 2月10日現在]
1. 期首	令和 4年 8月11日
期首元本額	2,563,917,040円
期中追加設定元本額	19,449,551円
期中一部解約元本額	155,422,191円
元本の内訳	
ワールド短期ソブリンオープン	2,427,944,400円
合計	2,427,944,400円
2. 受益権の総数	2,427,944,400口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 8月11日 至 令和 5年 2月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

区分	自 令和 4年 8月11日 至 令和 5年 2月10日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。
	また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 5年 2月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 5年 2月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	9,826,360
特殊債券	435,984
合計	9,390,376

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 5年 2月10日現在]
1口当たり純資産額	1.6470円
(1万口当たり純資産額)	(16,470円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカドル	国債証券	1.75 T-NOTE 240630	1,600,000.00	1,534,375.00	
		2.625 T-NOTE 251231	5,300,000.00	5,082,824.23	
		2.75 T-NOTE 240215	3,600,000.00	3,521,704.17	
		3 T-NOTE 250715	4,500,000.00	4,363,857.40	
	国債証券 小計		15,000,000.00	14,502,760.80 (1,910,158,624)	
	特殊債券	2.875 INTL FINAN 230731	3,000,000.00	2,970,250.95	
	特殊債券 小計		3,000,000.00	2,970,250.95 (391,211,752)	
アメリカドル合計			18,000,000.00	17,473,011.75 (2,301,370,376)	
	国債証券	2.25 CAN GOVT 240301	1,000,000.00	977,496.00	

カナダドル		3 CAN GOVT 251001	900,000.00	885,304.80	
カナダドル合計			1,900,000.00	1,862,800.80 (182,349,570)	
オーストラリアドル	国債証券	0.5 AUST GOVT 260921	450,000.00	406,473.80	
		2.75 AUST GOVT 240421	100,000.00	99,145.23	
オーストラリアドル合計			550,000.00	505,619.03 (46,198,410)	
イギリスポンド	国債証券	0.125 GILT 240131	150,000.00	145,158.54	
		0.25 GILT 250131	150,000.00	140,782.50	
イギリスポンド合計			300,000.00	285,941.04 (45,627,611)	
シンガポールドル	国債証券	3 SINGAPORG0VT 240901	200,000.00	199,825.00	
シンガポールドル合計			200,000.00	199,825.00 (19,856,610)	
ニュージーランドドル	国債証券	2.75 NZ GOVT 250415	150,000.00	144,530.94	
ニュージーランドドル合計			150,000.00	144,530.94 (12,043,763)	
スウェーデンクローネ	国債証券	2.5 SWD GOVT 250512	2,700,000.00	2,691,631.89	
スウェーデンクローネ合計			2,700,000.00	2,691,631.89 (34,237,557)	
ノルウェークローネ	国債証券	1.75 NORWE GOVT 250313	1,300,000.00	1,266,798.00	
ノルウェークローネ合計			1,300,000.00	1,266,798.00 (16,392,366)	
メキシコペソ	特殊債券	4.25 IBRD 260122	5,000,000.00	4,351,750.00	
メキシコペソ合計			5,000,000.00	4,351,750.00 (30,529,266)	
イスラエルシェケル	国債証券	1.5 ISRAEL FIXED 231130	600,000.00	590,700.00	
イスラエルシェケル合計			600,000.00	590,700.00 (22,204,885)	
ポーランドズロチ	国債証券	0.25 POLAND 261025	200,000.00	163,430.00	
		2.25 POLAND 241025	500,000.00	470,650.00	
ポーランドズロチ合計			700,000.00	634,080.00 (18,839,341)	
中国元	国債証券	2.24 CHINA GOVT 250525	6,000,000.00	5,972,243.58	
		2.84 CHINA GOVT 240408	4,000,000.00	4,030,569.60	

有価証券報告書（内国投資信託）

中国元合計			10,000,000.00	10,002,813.18 (194,037,570)	
ユーロ	国債証券	1.6 SPAIN GOVT 250430	2,200,000.00	2,141,117.54	
		3.4 IRISH GOVT 240318	2,100,000.00	2,116,439.22	
		5.4 IRISH GOVT 250313	1,400,000.00	1,478,022.28	
	国債証券 小計		5,700,000.00	5,735,579.04 (810,494,674)	
	特殊債券	2 EIB 230414	1,000,000.00	999,535.00	
	特殊債券 小計		1,000,000.00	999,535.00 (141,244,290)	
ユーロ合計			6,700,000.00	6,735,114.04 (951,738,964)	
合計				3,875,426,289 (3,875,426,289)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券 4銘柄	83.00%	49.29%
	特殊債券 1銘柄	17.00%	10.09%
カナダドル	国債証券 2銘柄	100.00%	4.71%
オーストラリアドル	国債証券 2銘柄	100.00%	1.19%
イギリスポンド	国債証券 2銘柄	100.00%	1.18%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.51%
ニュージーランドドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.31%
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.88%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	100.00%	0.42%
メキシコペソ	特殊債券 1銘柄	100.00%	0.79%
イスラエルシェケル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.57%
ポーランドズロチ	国債証券 2銘柄	100.00%	0.49%
中国元	国債証券 2銘柄	100.00%	5.01%
ユーロ	国債証券 3銘柄	85.16%	20.91%
	特殊債券 1銘柄	14.84%	3.64%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【ワールド短期ソブリンオープン】

【純資産額計算書】

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	4,124,452,755
負債総額	2,944,028
純資産総額（ - ）	4,121,508,727
発行済口数	5,917,296,733口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6965
（10,000口当たり）	（6,965）

（参考）

ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 5年 2月28日現在

（単位：円）

資産総額	4,406,494,297
負債総額	297,431,610
純資産総額（ - ）	4,109,062,687
発行済口数	2,431,175,837口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.6902
（10,000口当たり）	（16,902）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2023年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023年 2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	875	22,978,971
追加型公社債投資信託	16	1,462,576
単位型株式投資信託	91	408,675
単位型公社債投資信託	50	117,863
合 計	1,032	24,968,085

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(１) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		

預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990
固定負債		
長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

（２）【損益計算書】

(単位：千円)				
	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		67,963,712		79,977,953
投資顧問料		2,443,980		2,711,169
その他営業収益		21,613		13,459
営業収益合計		70,429,306		82,702,582
営業費用				
支払手数料	2	26,689,896	2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596
一般管理費				
給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)				
	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	

営業外収益			
受取配当金		170,807	243,133
受取利息	2	2,726	7,408
投資有価証券償還益		81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835	137,485
受取賃貸料	2	65,808	65,808
その他		12,504	36,211
営業外収益合計		609,239	1,579,148
営業外費用			
投資有価証券償還損		95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395	16,548
事務過誤費		-	76,076
賃貸関連費用		13,472	15,780
その他		2,932	7,585
営業外費用合計		128,747	119,066
経常利益		13,368,595	17,011,221
特別利益			
投資有価証券売却益		2,007,655	605,706
特別利益合計		2,007,655	605,706
特別損失			
投資有価証券売却損		51,737	28,188
投資有価証券評価損		26,317	36,558
固定資産除却損	1	536	13,094
特別損失合計		78,591	77,840
税引前当期純利益		15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	5,366,608
法人税等調整額		19,122	22,446
法人税等合計		4,736,304	5,389,054
当期純利益		10,561,354	12,150,032

（３）【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による 累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日

効力発生日

令和2年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

（注１）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

（注１）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
--	------	-------------	--------------	------

現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093

	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361

その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702

繰延税金負債

前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）	第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）
--	-------------------------------------	-------------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		48,375,193
有価証券		270,676
前払費用		804,517
未収入金		78,340
未収委託者報酬		16,141,814
未収収益		751,362
金銭の信託		10,401,500
その他		264,566
流動資産合計		77,087,971
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592
投資その他の資産		
投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

預り金		1,783,230
未払金		
未払収益分配金		112,635
未払償還金		7,418
未払手数料		6,226,860
その他未払金		575,030
未払費用		5,329,791
未払消費税等	2	592,374
未払法人税等		2,634,965
賞与引当金		954,015
役員賞与引当金		86,040
その他		5,517
流動負債合計		18,307,880

固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505

固定負債合計	1,636,744
--------	-----------

負債合計	19,944,625
------	------------

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712

利益剰余金	
利益準備金	342,589

その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826

利益剰余金合計	35,934,416
---------	------------

株主資本合計	82,667,260
--------	------------

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
--------------	---------

評価・換算差額等合計	813,447
------------	---------

純資産合計	83,480,707
-------	------------

負債純資産合計	103,425,332
---------	-------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

(3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	406,671	406,671	406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しており

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款について2023年10月1日付で以下の変更を行います。

・商号の変更（三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更）

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

資本金の額：247,369百万円（2022年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2022年9月末現在)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065 百万円	銀行業務を営んでいます。
P a y P a y 銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福島銀行	18,682 百万円	銀行業務を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円 (2022年11月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

該当ありません。（2023年2月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 9月20日	臨時報告書
2022年11月 9日	有価証券届出書
2022年11月 9日	有価証券報告書
2022年12月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤鉄也
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和５年４月12日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド短期ソブリンオープンの令和４年８月11日から令和５年２月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド短期ソブリンオープンの令和５年２月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。